

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

健康福祉課 ☎32-1105

保険証(被保険者証)を更新します「保険証は1人に1枚交付されます」

後期高齢者医療の保険証は町に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳の人で広域連合の認定を受けた人に交付されます。現在の保険証の有効期限は7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証はうすい緑色に変わります。古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

《7月31日まで・うすい青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広城 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成30年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇	平成30年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地		
氏名	広城 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日
発効期日	平成〇〇年〇月〇日	交付年月日	平成29年8月1日
一部負担金の割合	〇割		
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

《8月1日から・うすい緑色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広城 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成31年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇	平成31年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地		
氏名	広城 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日
発効期日	平成〇〇年〇月〇日	交付年月日	平成30年8月1日
一部負担金の割合	〇割		
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

平成30年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成30年度の保険料は平成29年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた人に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料額について】

平成30年度の保険料は以下のア、イの合計額になります。

ア：均等割額(被保険者一人あたり41,214円)

イ：所得割額

(※被保険者の所得×所得割率7.75%)

※総所得金額等-33万円(基礎控除額)

保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

①年金からのお支払い「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。

②口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」

特別徴収とならない人は、町から送付される納付書や、口座振替によるお支払いとなります。保険料のお支払い忘れがなく、便利な口座振替をおすすめします。

保険料の納付方法を特別徴収(年金から納付)から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている人は、口座振替によるお支払いに切り替えることができます。お手続き方法などにつきましては健康福祉課にお問い合わせください。

保険料の納付が難しいとき

健康福祉課では保険料の納付に関する相談を受付しています。失業や災害などで納付が困難な場合はお早めにご相談ください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

保険料軽減措置の見直しについて

保険料の軽減措置につきましては、特例措置が行われてきましたが、平成29年度から段階的に本則への見直しが行われています。平成30年度は次のとおり改正されますが、安定した医療制度運営のため、ご理解をお願いいたします。

①被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減 **改正**

平成30年度分の保険料「均等割額」の軽減割合は7割軽減から5割軽減へ変更されます。保険料「所得割額」の負担はありません。なお所得が低い人に対する軽減にも該当する人は、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)